

# セキュリティ・インフォメーション・ディレクトリ契約約款

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

このセキュリティ・インフォメーション・ディレクトリ契約約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社サイバーセキュリティクラウド（以下「当社」といいます。）が提供する本サービスの一切に適用されます。当社のウェブサイトにて公開する、または個別に通知する本サービスの仕様、ライセンス利用約款その他本サービスの提供に関する文書は、本約款の一部を構成するものとします。本約款の規定と当該文書の内容が異なる場合は、本約款が優先して適用されます。

### 第2条（用語の定義）

1. 本約款において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、当社が「セキュリティ・インフォメーション・ディレクトリ・サービス」の名称で提供するコンピュータのセキュリティ管理を目的としたサービスをいいます。
- (2) 「本システム」とは、本サービスを契約者へ提供するために当社が維持・運用・管理するシステムをいいます。
- (3) 「申込者」とは、本サービスの申込みをした者をいいます。
- (4) 「契約者」とは、申込者のうち当社に承認され、当社との間で利用契約を締結して本サービスの提供を受ける法人または団体をいいます。
- (5) 「セキュリティ情報」とは、コンピュータシステムに係る各種セキュリティ機関が発行するセキュリティ情報やベンダが発行するセキュリティ情報・パッチ情報などの総称をいいます。
- (6) 「セキュリティ情報データベース」とは、当社が収集したセキュリティ情報を独自に加工・整理を行い蓄積したデータベースをいいます。
- (7) 「コンテンツ」とは、当社が著作権を保有するセキュリティ情報データベースの中身をいいます。
- (8) 「ユーティリティ」とは、当社が開発・提供するセキュリティ情報データベース、データベースおよび脆弱性管理等を行うソフトウェアをいいます。
- (9) 「ログイン ID」とは、本サービスを利用するために当社より付与された特定個人を識別するIDをいいます。
- (10) 「ゲートウェイ認証アクセス」とは、本サービスを利用するために当社より許可された IP アドレスからのアクセスで、当社により許可されたアクセスをいいます。
- (11) 「利用者」とは、契約者のうち、ログイン ID を付与された者、またはゲートウェイ認証アクセスを行う者をいいます。
- (12) 「知的財産権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利をいいます。

### 第3条（約款の変更）

1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめ変更後の約款の内容を契約者に通知するものとし、第9条（契約期間）に従い契約期間が更新された場合には、契約者は変更後の約款の内容に同意したものとします。

2. 前項にかかわらず、当社は、本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合する場合、または、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合には、変更後の本約款の条項についての合意があったものとみなし、契約者と個別に合意をすることなく本約款を変更できるものとします。
3. 当社は、前項の定めに基づいて本約款の変更を行う場合は、本約款の内容を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を、当社の定める方法により契約者に通知するものとします。この場合、変更後の約款は、当該効力発生時期以降に開始する最初の更新後の契約期間より適用されるものとします。

## 第2章 本サービスの内容等

### 第4条（本サービスの目的）

本サービスは、広く一般に公開されているセキュリティ情報の中から、契約者が当社のユーティリティを使ってセキュリティ管理を行う上で必要な情報を利用しやすい形式で抽出し、契約者のセキュリティ管理効率を向上させることを目的とします。

### 第5条（本サービスの内容）

1. 本サービスでは、契約者がコンピュータのセキュリティを管理するためのユーティリティおよびセキュリティ情報データベースを、当社がインターネットを通じて提供します。
2. 当社は、当社の責任と負担により善良な管理者の注意をもって、本サービスおよび本システムを維持・運用・管理するものとします。
3. オンラインによる本サービスを、第14条（中断等）による場合を除き、1日24時間、週7日提供する商業上合理的な努力を行います。

### 第6条（本サービスの変更）

当社は、当社の裁量で、本サービスの仕様及び機能の一部を変更することがあります。

## 第3章 申込および承諾等

### 第7条（本サービスの申込）

申込者は、本サービスの申込をするときは、本約款のすべての内容に同意の上、当社所定の利用申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入し、当社所定の方法により、本サービスの利用を申し込むものとします。

### 第8条（申込および利用の承諾）

1. 前条による申込者からの申込について、当社が承諾することにより、本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）が成立するものとします。
2. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当し、または該当すると当社が判断した場合には、本サービスの提供の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込に係る本サービスの利用契約上の債務の支払を現に怠っている、または怠るおそれがあるとき
  - (2) 本約款に違反し、またはそのおそれがあるとき
  - (3) 申込書の全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあったとき
  - (4) 当社または本サービスの信用を著しく損なう状態で本サービスを利用するおそれがあるとき
  - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
3. 前項の規定により、本サービスの申込を承諾しないときは、当社は申込者に対し書面または電子メールをもってその旨を通知します。

#### 第9条（契約期間）

本サービスの利用契約の契約期間は、当社が契約者に対し、電子メールその他の方法により通知する登録完了案内等の内容によるものとします。ただし、期間満了の30日前までに、いずれの当事者からも相手方に対して書面または電磁的方法で本サービスの利用契約を更新しない旨の申出がなかった場合は、別途定めがない限り、さらに本サービスの契約期間を同一の期間自動で更新するものとし、以降も同様とします。

#### 第10条（利用契約の変更等）

1. 契約者は、本サービスの利用契約の内容を変更することができるものとします。
2. 契約者は、利用契約を変更するときは、当社所定の申込書を、当社所定の方法により提出するものとします。当該変更の適用は、当社が契約者へ別途通知するサービス変更内容に記載された日から開始されるものとします。
3. 本条第1項により利用契約を変更した場合、当社は、契約者に対し、当該変更にかかる料金（オプションサービスを追加した場合の追加手数料を含みます。）を請求するものとし、契約者はこれを支払うものとします。

### 第4章 料金の支払等

#### 第11条（利用料金）

1. 本サービスの利用に関する料金（以下「利用料金」といいます。）は、申込書に定めるものとします。
2. 当社は、本サービスの利用料金を改定することがあります。この場合、改定後の利用料金は、当社が別途指定する効力発生日以降に開始する最初の更新後の契約期間より適用されるものとし、効力発生日の時点で現に継続している契約期間については、当該期間の満了まで改定前の利用料金が適用されるものとします。
3. 前項に基づき利用料金の改定が行われた場合、改定後の利用料金は、第1項による申込書の記載にかかわらず、更新後の契約期間において優先して適用されるものとし、契約者はこれを予め承諾するものとします。

#### 第12条（利用料金の支払）

1. 当社は、本サービスの利用料金を契約者に請求するものとします。

2. 契約者は、前項の利用料金およびこれにかかる消費税等（消費税および地方消費税をいいます。以下同じ。）を、当社所定の支払方法に従って、当社所定の支払期日までに支払うものとします。なお、支払いに係る手数料はすべて契約者が負担するものとします。
3. 契約者は、第 15 条（本サービスの廃止）による場合を除き、いかなる理由があっても既に支払った利用料金の返還を求めることはできないものとします。

#### 第 13 条（消費税）

1. 税率の改定、その他の事由により消費税等相当額の算定方法に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更されるものとします。
2. 消費税等相当額の算定に関して 1 円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとします。

### 第 5 章 本サービスの提供停止等

#### 第 14 条（中断等）

1. 当社は、次の各号に定める事由が生じた場合、本サービスの提供を中断、制限または停止（以下「中断等」といいます。）することがあります。
  - (1) 当社の設備の定期保守、点検、工事等を実施する必要がある場合
  - (2) ソフトウェア、ハードウェア、ネットワークまたは通信回線等に起因する障害等が生じた場合
  - (3) 契約者環境の仕様変更・障害・不具合・メンテナンス・停止等が生じた場合
  - (4) 契約者の責めに帰すべき事由に起因する障害等が生じた場合
  - (5) 電気通信事業者等が、電気通信サービスを中断した場合
  - (6) 本サービスの利用料金の全部または一部が未払いの場合
  - (7) 契約者が本約款のいずれかの条項に違反した場合
  - (8) 契約者が、当社が第三者に対して提供するサービスに悪影響を与える態様で本サービスを利用した場合
  - (9) 法令の制定改廃、天災地変、疾病、電力会社による電力供給の中断その他当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの全部または一部の提供を中断、制限または停止する必要がある場合
2. 当社は、前項により本サービスを中断等するときは、契約者に対し、中断等する 14 日前までにその理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合その他当該通知をすることが事実上不可能または困難な場合については、この限りではありません。
3. 当社は、本条の中断等に伴い契約者に損害が生じても、一切の責任を負いません。

#### 第 15 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、その裁量により、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、当該廃止の 3 ヶ月前までに、第 30 条（通知）に定める方法によりその旨を通知します。

3. 前項の規定により本サービスの全部または一部が廃止されたときは、当該廃止の日をもって、本サービスの利用契約は終了するものとします。
4. 当社は、本サービスの廃止により本サービスの利用契約が終了した場合、契約者から受領済みの料金等のうち、廃止日の翌月から契約期間満了月までの未経過月数分を月割り計算（1円未満切り捨て）により契約者に返還するものとします。

#### 第16条（本サービス終了時の取扱い）

本サービスの利用契約が期間満了、解約または解除により終了（以下「終了等」といいます。）した場合は、契約者は、本サービスを一切使用できないものとし、当社より提供された物品・データ等を返還もしくは消去するものとします。当社は、本サービスの利用契約が終了等した日以降、本サービスに登録された契約者の情報を消去するものとします。

## 第6章 契約の解除

#### 第17条（当社による解除）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当し、または該当すると当社が判断した場合は、直ちに本サービスの利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本約款のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該相当期間内に違反状態が是正されない場合
  - (2) 第8条（申込）第2項各号に該当することが判明した場合
  - (3) 支払停止もしくは支払不能となり、または、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - (4) 自ら振出し、若しくは引受けた手形又は小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
  - (5) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
  - (6) 租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合
  - (7) 解散又は営業停止状態となった場合
  - (8) 契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した場合
  - (9) 監督官庁より事業停止命令を受け、又は事業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
  - (10) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合
  - (11) 当社に対する重大な背信行為があった場合
  - (12) その他、当社が契約者による本サービスの利用を適当でないと判断した場合
2. 前項に基づき利用契約が解除された場合でも、契約者が既に当社に支払った本サービスの利用料金は返還されないものとします。
3. 当社は、本条に基づく解除により契約者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第18条（契約者による中途解約）

契約者は、当社に対し書面で通知することにより本サービスの利用契約を中途解約することができます。この場合において、当該解約の効力は、当該通知があった日から30日を経過する日また

は契約者が当該通知において解約の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとし、

## 第7章 契約者の責任

### 第19条（機器等の設置および維持管理）

契約者は、本サービスの利用にあたり、自己の判断と責任において、次の各号による契約者の環境等を整備および維持するものとし、

- (1) 本サービスを適正に利用するために必要な契約者のシステム、通信回線その他システム環境
- (2) 契約者の管理する機器に記録されているデータ、情報等を保護する必要がある場合、その適切な処置
- (3) ゲートウェイ認証アクセスのために使用する IP アドレス情報

### 第20条（ログイン ID、パスワードの管理）

1. 契約者は、本サービスの利用に用いるログイン ID およびパスワード（以下、「ログイン情報」といいます。）を自己の責任において厳重に保管・管理するものとし、第三者に使用、または貸与、譲渡、漏えい等させてはなりません。
2. 契約者は、ログイン情報が漏えいした場合、第三者によって不正に使用されていることが判明した場合、またはそれらのおそれがある場合には直ちにその旨を当社に連絡するものとし、当社から指示がある場合には、これに従うものとし、
3. 契約者または利用者のログイン情報を用いて本サービスの利用がなされた場合は、契約者または利用者による利用とみなし、当社に故意または重過失がある場合を除き、その利用について当社は一切の責任を負いません。

### 第21条（コンテンツの利用）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、自ら本条の定めを遵守するとともに、利用者に対しても本条の定めを遵守させるものとし、利用者が本条の定めを違反した場合、契約者による違反とみなすものとし、契約者は当社に対し一切の責任を負うものとし、
2. 契約者は、セキュリティ情報データベースにより得られるコンテンツを、契約者が所有する機器およびソフトウェアに対してのみ利用できるものとし、
3. 契約者は、当社が提供するセキュリティ情報データベースのコンテンツについて、利用者以外の第三者（子会社、関連会社等を含む）へ譲渡または開示してはならないものとし、
4. 契約者は、当社のユーティリティによって配信されるセキュリティ情報データベースのコンテンツを含むメール等の情報を、その目的、手段、または提供先の如何にかかわらず、複製、転送、または不特定多数の者がアクセス可能な状態に置く行為（インターネット上のサーバーへのアップロード、Web サイトへの掲載、SNS 等への投稿を含みます。）をしてはならず、また、利用者に対してもこれを行わせてはならないものとし、
5. 契約者は、本サービスを日本国内でのみ使用するものとし、

### 第22条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならず、また、利用者に対してもこれらを行わせてはならないものとします。

- (1) 法令又は本約款に違反する行為
- (2) 当社、他の契約者その他の第三者の知的財産権（第 28 条に定める権利を含みます）、利益、名誉または信用を侵害する行為
- (3) 契約数（ライセンス数）を超えて、本サービスを利用する行為
- (4) プログラム等を用いて、セキュリティ情報データベースのコンテンツおよび当社が提供するユーティリティに対してアクセスし、これを加工または編集する行為
- (5) 当社が提供するセキュリティ情報データベースのコンテンツを用いて、本サービスと類似するサービスの提供を行う行為
- (6) 本サービス自体またはその結果を第三者に利用させて利益を得る目的で利用する行為
- (7) ローリング、スクレイピングまたはこれらと類似する手段により、本サービスにアクセスし、または情報を取得する行為
- (8) 改変、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングその他ソースコードを解析する行為
- (9) 不正なプログラム・スクリプト等を用いて、サーバーに負荷を与える行為、または当社による技術的な制限を回避する行為

## 第 8 章 当社の責任

### 第 23 条（本サービスの維持管理および復旧）

1. 当社は、本サービスの提供に必要な設備を維持・管理するものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に支障が生じる障害が発生したことを知ったときは、速やかに復旧のための措置を講じるよう努めるものとします。
3. 当社が前項の措置を講じた場合、当該障害またはこれに伴う本サービスの中断等に起因して契約者に生じた損害について、当社は、第 29 条（損害賠償）に定める場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

### 第 24 条（登録情報の管理）

1. 当社は、契約者が本サービスの利用にあたり登録した情報（以下「登録データ等」といいます。）を、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとし、登録データ等の漏洩、滅失または毀損の防止に努めるものとします。
2. 当社は、自らの責に帰すべき事由により、登録データ等が第三者に漏洩し、または不正に使用されたことによって契約者に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。
3. 前項に基づき当社が負担する損害賠償の範囲および上限については、第 29 条（損害賠償）の定めに従うものとします。

### 第 25 条（バックアップ）

1. 当社は、本サービスの障害等による停止時の復旧の便宜を図るため、契約者の登録データ等の複製（以下「バックアップデータ」といいます。）を保管することがあります。

2. 当社は、前項に基づきバックアップデータを保管する場合であっても、契約者の登録データ等の完全性を保証するものではありません。
3. 契約者は、本サービスにおいて登録するデータ等について、自己の責任においてバックアップを保存するものとします。
4. 当社は、登録データ等の消失、毀損、または消去等により契約者に生じた損害について、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。なお、当社が責任を負う場合であっても、その損害賠償の範囲および上限については、第 29 条（損害賠償）の定めによるものとします。

## 第 9 章 その他

### 第 26 条（知的財産権等）

1. 本サービスにおいて当社が提供するすべてのシステム、ソフトウェア、コンテンツ（データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等の関連ドキュメントを含みます。以下、「本コンテンツ」といいます。）に関する知的財産権その他の権利は、すべて当社に帰属しています。契約者による本サービスの利用は、本コンテンツに関する権利の譲渡または利用許諾を意味するものではなく、契約者は、本コンテンツに関して何らの権利も取得しません。
2. 当社は、契約者に対し、利用契約上の義務を遵守することを条件に、本サービスを利用するために必要な範囲での譲渡不能かつ非独占的な利用権を許諾します。

### 第 27 条（秘密保持）

1. 契約者および当社は、本サービスの利用、運営、開発またはサポート等の目的（以下「本目的」といいます）のために、相手方から秘密である旨を明示して開示された、業務上、技術上、販売上の情報（以下「秘密情報」といいます。なお、秘密情報が記録された電子メール、書面その他の媒体および登録データ等を含みます。以下同じ。）を、善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、本目的以外の目的に使用せず、かつ、本目的のために知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報で、開示を受けた当事者が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
  - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
  - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
  - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
  - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
  - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
3. 契約者および当社は、秘密情報を本目的のために必要な範囲でのみ使用するものとし、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
4. 第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、契約者および当社は、法令の規定に基づき、または裁判所、行政機関その他の公的機関より開示を求められた場合は、当該要求を充たすために必要な範囲で秘密情報を開示することができるものとします。

5. 当社は、本サービスの提供にあたり、その業務の一部を第三者に再委託する場合、本条の義務を当該第三者に課したうえで、当該第三者に対し契約者の登録データ等を開示できるものとします。

#### 第28条（免責事項）

1. 本サービスにおいて当社が提供するユーティリティ、セキュリティ情報およびその他の情報は、現状有姿（「As is」）で提供されるものとし、当社は、これらについて明示的にも黙示的にもいかなる保証（有用性、適合性、完全性、正確性、安全性、適法性、最新性、真実性等を含みますが、これらに限定されません。）も行うものではありません。また、当社は、本サービスにおいて提供される情報等に基づいた契約者の行為により生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
2. 第19条（機器等の設置および維持管理）に基づき契約者が用意するハードウェアの不具合または操作上の不備等の原因により契約者に対し本サービスの提供が行えなくなった場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第29条（損賠賠償）

1. 契約者が本約款の違反により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社が被った通常の直接損害を賠償する責務を負うものとします。
2. 契約者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、契約者は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任の負担もさせないものとします。
3. 当社は、本約款に特別の規定がある場合および当社の責に帰すべき事由による場合を除き、本サービスの利用により生じた結果について、契約者その他のいかなる者に対しても、本システムの不具合・故障、第三者による本システムへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。
4. 当社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、当社が負担する賠償金の累積額は、契約者が当社に支払った本サービスの利用料金の直近1年分を上限とします。ただし、その原因が当社の故意または重過失による場合、当社は契約者が被った通常の直接損害を賠償するものとします。
5. 当社は、本約款に特別の規定がある場合を除き、いかなる場合にも、自己の責に帰することのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失収益または間接的損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益による損害、事業の中断による損害、もしくは事業情報の喪失による損害並びにデータおよびプログラム等の無物体に生じた損害については、賠償責任を負わないものとします。

#### 第30条（通知）

本約款に基づく契約者および当社間の通知は、次の各号に定める方法により行うことができるものとします。

- (1) 当社または契約者が、あらかじめ指定した電子メールアドレス宛てに電子メールを送信する方法。この場合、当該電子メールが相手方の使用するメールサーバーに正常に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

- (2) 当社から契約者への通知については、前号の方法のほか、本サービス内へのメッセージの提示または当社が管理するウェブサイトへの掲載により行う方法。この場合、当該通知内容がサービス内またはウェブサイト上に表示された時点をもって、通知が完了したものとみなします。

#### 第 31 条（権利義務の譲渡制限）

契約者および当社は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、利用契約上の地位または利用契約に基づく権利または義務の一部または全部を、第三者に貸与、譲渡、販売、担保提供等できないものとします。

#### 第 32 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者および当社は、相手方に対して、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）であること
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者および当社は、相手方に対して、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者または当社が前二項に違反した場合、相手方に対して通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本サービスの契約を解除することができるものとします。
4. 前項に基づく相手方の措置により、相手方に損害が生じた場合、相手方は一切責任を負いません。また、かかる相手方の措置により、相手方に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

#### 第 33 条（存続条項）

利用契約の終了後といえども、第 16 条（本サービス終了時の取扱い）、第 17 条（当社による解除）、第 18 条（契約者による中途解約）、第 26 条（知的財産権等）、第 27 条（秘密保持義務）、第 28 条（免責事項）、第 29 条（損害賠償）、第 30 条（通知）、第 32 条（反社会的勢力の排除）、本条（存続条項）、第 34 条（協議）、第 35 条（管轄裁判所）及び第 36 条（準拠法）の義務は、終了原因の如何にかかわらず、なお有効に存続します。ただし、第 27 条（秘密保持義務）の存続期間は、利用契約終了後 3 年間とします。

#### 第 34 条（協議）

本約款に定めのない事項に関しては、契約者および当社が誠意をもって協議し、円満に解決するものとします。

#### 第 35 条（管轄裁判所）

本約款、利用契約または本サービスに関連または付随して、契約者と当社との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審における合意上の管轄裁判所とします。

#### 第 36 条（準拠法）

本約款その他本サービスに関連する一切の契約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 附則

1999 年 9 月 15 日	施行
2013 年 1 月 30 日	改定
2014 年 11 月 7 日	改定
2018 年 8 月 31 日	改定
2021 年 3 月 15 日	改定
2026 年 8 月 1 日	改定

以上